

生活上の留意点

1. 欠席・遅刻については、登校時間前に、連絡アプリにて、必ず保護者の方に連絡してもらうこと。

* 忌引き： 父母7日、祖父母及び兄弟姉妹3日、伯(叔)父母1日、曾祖父母1日

2. 下校時刻について

(1) 年間を通して19時30分下校。特別に許可を受けた部活動のみが20時(完全下校)まで可。

(2) 部活動生以外は、遅くとも17時には下校できるため、用事のない生徒はすぐに帰ること。

3. 部活動について

(1) 運動部

野球 レスリング 弓道 ソフトテニス バドミントン バレーボール バasketボール
陸上競技

(2) 文化部

放送 インターアクト 情報処理 科学 美術 胡桃太鼓 ダンス同好会
歌留多(カルタ)同好会

* 活動状況、学習への取り組み状況、問題行動の有無、校納金の納入状況等に基づき、派遣規定に則って派遣委員会が派遣の可否を審議。

4. 外泊や夜間外出時間について

(1) 保護者を伴わない外泊や夜間外出は不可。

(2) 外出時間は夏季(4月～10月)20時、冬季(11月～3月)は19時30分まで。

(3) 外出する場合は、行き先を保護者の方に必ず告げること。

5. スマートフォン等について

(1) 本校へのスマートフォン・携帯電話等の持ち込みは可。

登下校中の防犯、交通事故や自然災害など緊急時の連絡手段を確保するため、スマートフォン等の所持は可。ただし、校内では終日電源を切り、私的な使用をしない。

(2) 定期考査時の携帯電話等の使用は、「不正行為」扱いとなり、特別指導の対象となる。

6. 自転車通学について

(1) 指定のステッカーを貼ること。

(2) 盗難防止のため2重ロックを徹底すること。

(3) 交通規則(許可された場所を除いて右側通行の禁止、2人乗り禁止、傘差し運転禁止、無灯火運転禁止、ミュージックプレイヤー・携帯電話を使用しながらの運転禁止)を遵守すること。

(4) 保険への加入やヘルメット着用の努力義務に留意すること。

* 令和8年度より、自転車用ヘルメットと雨具(レインコートなど)の所持が自転車通学許可要件となる。また、道路交通法の一部改正に伴い、4月1日から青切符が適用され、罰金が科される違反項目があるため注意すること。

7. バイク通学について

(1) 通学距離が8km以上で、保護者承諾の上で申請があった場合に、審議して判断。

(2) 交通法令違反や目的外使用等があった場合、バイク通学許可の停止や取り消し及び特別指導が行われることがある。

(3) 無断バイク免許取得が発覚した場合、3年次の自動車学校の入校は不可。

8. アルバイトについて

アルバイトは原則禁止。ただし、規定を満たしていれば許可となることもあるため、担任を通して生活支援部に相談すること。

福高生としての身だしなみ

品位のある端正な身だしなみとする

【制服】

ブレザー・セーター	指定のものとする。
リボン・ネクタイ	指定のものとし、冬服または合服とともに正しい位置に付ける。
スカート	指定のものとし、丈は膝の中心あたりとする。
スラックス	指定のものとし、裾はかかとで踏まない程度とする。

【頭髪】

<p>衛生的で社会通念に合ったものとする。</p> <p>《男女》 前は、眉を超えない長さとする。パーマや一部だけを伸ばしたもの、極端な剃り込みや刈りあげ、着色や脱色、及びエクステ等は不可とする。</p> <p>《男子》 横は耳にかからず、後ろは襟にかからない程度とする。</p> <p>《女子》 後ろが肩に届く場合は、ゴム（黒、紺、茶）で、耳の高さを超えない位置で結ぶ。</p>
--

【眉】

加工しない。整える必要がある場合は極端に細くしないこと。

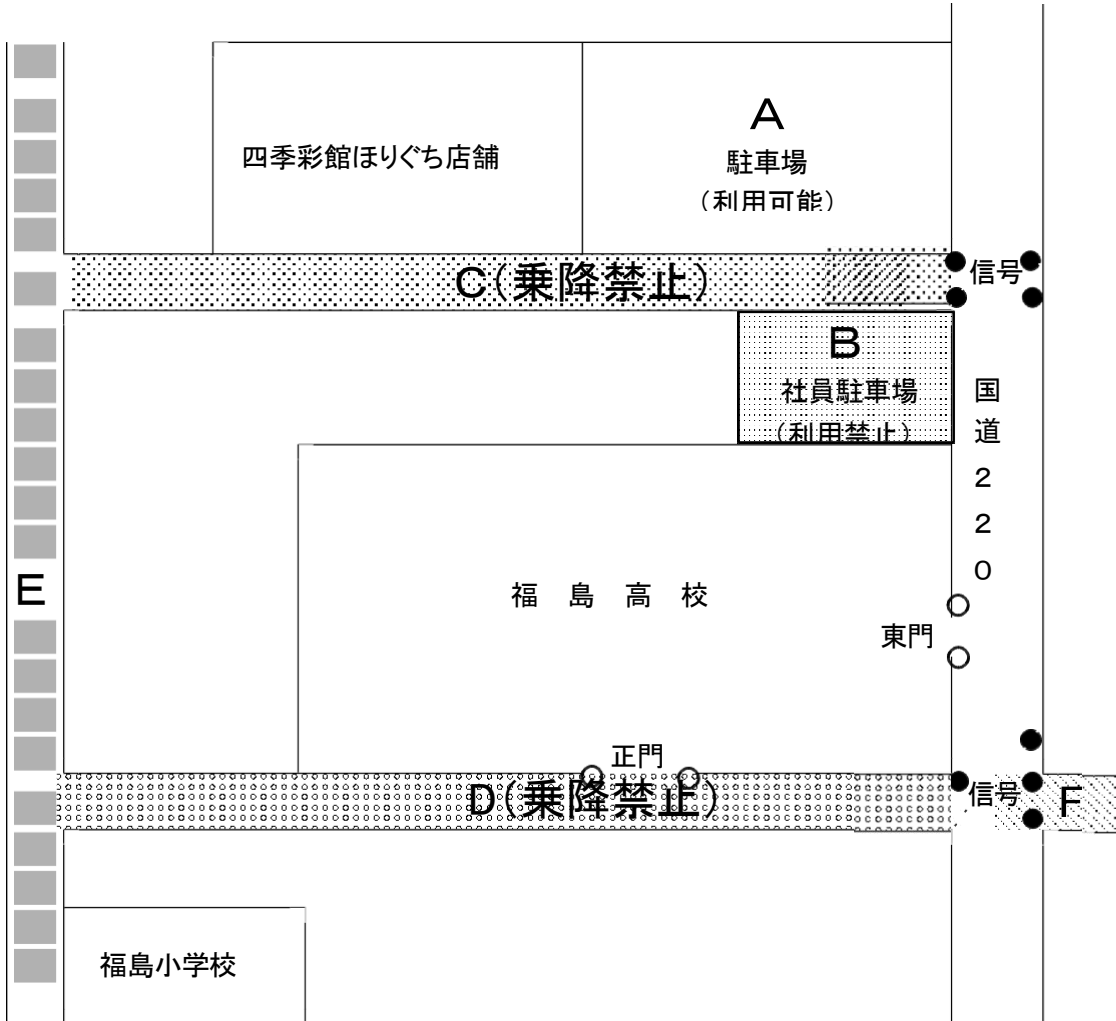
【その他】

アンダーウェア	制服を着用している状態で目立つ色・柄は避ける。
靴下	黒または紺とし、スカート着用時は、くるぶしが隠れる、脛（すね）の中ほどを超えない長さとする。*入学時に、指定のものを一足購入し、式典などで利用する。
靴	革靴（ローファー）もしくはスニーカーとする。ただし、華美でないものとする。
異装届	病気その他の事由により規定以外の服装となる場合は、学級担任を通して生活支援部に届ける。
防寒着など	<ul style="list-style-type: none"> ・手袋・マフラー・ネックウォーマー等の着用は、教室内では不可とする。 ・膝掛けは教室内のみで使用し、テスト中は不可とする。 ・色つきリップ、ネックレス、ブレスレット、指輪、ピアス等の装飾品は不可とする。 ・登下校時に、スリッパを履いたり、制服、学校指定または部統一のウェア以外のものを身に着けたりすることは不可とする。 ・漫画や菓子類など、不要物を持ち込むことは不可とする。

自家用車による送迎

1. 朝(登校時)

- 「送り」の車は、Aゾーンのみ使用可。
 - B、C、D、E、Fゾーン及び国道は使用不可。
- *ケガなどで歩行困難な場合は、事前の許可を取った上で校内乗り入れ可。



2. 夕方(下校時)

- 「迎え」の車は、校内乗り入れ可。
- *「四季彩館ほりぐち」駐車場は、利用客が多い時間帯となり、使用不可。